

◆◆◆ 産前産後期間に対する国民健康保険税の減額措置について ◆◆◆

○ 内容

国民健康保険被保険者で出産（予定）の方のみ、所得割額および均等割額（低所得者軽減適用の場合は、適用後の国民健康保険税額）を減額します。

単胎での妊娠・出産（予定）の場合、出産（予定）月の1か月前から2か月後の計4か月分

多胎での妊娠・出産（予定）の場合、出産（予定）月の3か月前から2か月後の計6か月分

○ 減額開始月…令和6年1月から。

○ 申請受付…令和6年1月4日から。令和5年11月および12月出産（予定）の方も同様です。

○ 申請方法…①産前産後期間に係る保険税減額届出書、②出産（予定）の確認できる書類および単胎妊娠と多胎妊娠の区別を確認できる書類を提出してください。

なお、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）も同様に確認できる書類（死産届など）を提出してください。

※国保税の減額措置に係る出産（予定）とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。

○ 減額対象月

① 11月出産（予定）の場合 ※単胎・多胎の方ともに1か月分のみ減額

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月
出産（予定）	1か月後	2か月後			

② 12月出産（予定）の場合 ※単胎・多胎の方ともに2か月分のみ減額

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月
出産（予定）		1か月後	2か月後		

③ 1月出産（予定）の場合 ※単胎・多胎の方ともに3か月分のみ減額

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月
		出産（予定）	1か月後	2か月後	

④ 2月出産（予定）の場合 ※（単胎の方）最大4か月分減額（多胎の方）4か月分のみ減額

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月
		1か月前	出産（予定）	1か月後	2か月後

⑤ 3月出産（予定）の場合 ※（多胎の方）5か月分のみ減額

令和5年12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月
	2か月前	1か月前	出産（予定）	1か月後	2か月後

⑥ 4月出産（予定）の場合 ※（多胎の方）最大6か月分減額

令和6年1月	2月	3月	4月	5月	6月
3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）	1か月後	2か月後